

第3回 (仮称)門真市環境基本条例庁内検討委員会議事録

開催日時：平成24年11月22日(木) 午前10時～11時30分

開催場所：門真市立文化会館 3階 会議室

出席者：委員11名(欠席者2名) 事務局6名

資料：①委員名簿

②新旧対照表

③第2回庁内検討委員会議事録

参考資料：①市民ワークショップ名簿

②生活環境基本条例体系図

③環境基本条例他市の状況

④環境基本法

議題：1、(仮称)門真市環境基本条例(素案)について

○事務局

定刻となりましたので第3回(仮称)門真市環境基本条例庁内検討委員会を開会いたします。

はじめに委員長よりご挨拶申し上げます。

○委員長あいさつ

○事務局

それでは議事に先立ち本日配布しています資料の確認をさせていただきます。

①委員名簿 ②新旧対照表 ③第2回町内検討委員会議事録

以上です。

お手元も届いていない資料がございましたら事務局までお知らせください。

○事務局

それでは設置要綱第5条の規定により議事の進行を委員長にお願いいたします。

1. (仮称)門真市環境基本条例策定作業状況について

○委員長

それでは、(仮称)門真市環境基本条例の策定作業について、事務局より報告をお願いいたします。

○事務局

進捗状況報告

○委員長

(仮称) 門真市環境基本条例と生活環境基本条例のとの関係性についての、参考資料②について事務局から説明がありましたが、これについてよろしいでしょうか。

○委員

基本的な内容は良い。生活環境基本条例の第6条、第7条関係も環境基本条例に盛り込まれるという認識でよろしいですか。

○事務局

そのように考えています。

●前文について

○委員長

前文について前回の委員の皆さんからご意見を頂き、事務局で再度検討し、案ということで出して頂いていますが、これについてご意見をお願いします。

○委員

前回の「また、近年は新しい街並み・景観とのバランスのとれたまちづくりに取り組んでいます。」を完全に外した理由は何かあるのでしょうか。

○事務局

ご指摘があったところは、限定的なことを指示しているため、新案の4段落目の「循環型社会づくり、低炭素社会づくりなど、持続可能な社会づくりを進めています。」という形で、市の取り組みをもう少し広く捉える形に変更しています。

○委員

1行目の「れんこん畑や水路に代表される農地や」で、水路が農地にかかっている、文章的に違和感があります。「社寺林などの自然環境が豊かであり」とあるが、門真が他市と比べて本当にそうだったのか表現的に引っかかります。2段落目の「高度経済成長の急激な」の表現は、どの時期の何をさしているのか。他市の前文を読んだが、もっと一般論的な形で書いているのが多い。

もう少し違う表現が良いのではないかと。「水路の荒廃や農地面積の減少など」事実だが、書かなくて良いのではないかと。

また、「近年、私たち・・・認識するとともに」は回りくどい表現かなと、文言的にはもう少し整理された方が良くと思います。

○委員長

「れんこん畑や水路」と「社寺林などの自然環境が豊か」の部分から、いかがでしょうか。

○事務局

「農地」の言葉の使い方については、ご指摘通り持ち帰り検討させて頂きたい。「社寺林」に関しては、市民ワークショップで街歩きをした中で、門真の環境を振りかえり、昔は寺社に木々が多かったと意見が出ましたので、ここに入れさせて頂きました。

○委員長

まず、「れんこん畑や水路に代表される農地や」は再度検討されるということ。「みどり豊かな水辺空間」は表現上問題ない。「社寺林などの自然環境が豊か」は、いつの時代の話

かということになるが、かなり以前はこういう状態だったという市民ワークショップの意見だということですね。

○事務局

いつの時代という限定はなかったのですが、門真の環境を振り返るワークショップをしたときに、ずっと門真に住んでられる方からご意見が出たということです。

○委員長

他の委員さんは、この辺りについて意見はありませんか。事務局としては、ここは残していきたいということですか。

○事務局

市民ワークショップの意向は、反映させていきたいと考えております。

○委員

社寺林という言葉は、神社にかかる木とだけで捉えられていると思いますが、門真市には薫蓋樟という代表的な市の木もあるので、表現の見直しをされてはどうでしょうか。

○委員長

社寺林の「自然環境が豊か」というところが気になるということでしょうか。

○委員

面積と規模を含めて、他市と比べると、門真は緑豊かな広さがあつたのかなと。歴史的に知らないことはありますが、現状で見るとそうではないかなと感じます。

現在の表現が絶対だめだということではありません。ワークショップの意見は取り入れてもらって良いと思いますが、表現をもう少し追加的に書き加えても良いのではないのでしょうか。

○委員長

ワークショップの方の意見を尊重するのも分かります。昔は田舎で緑しかなかったというイメージもないことはないが、その中でも社寺林は特に大きな木があつたと言われていたのかなと思います。

○委員

社寺林の木が今は守られていないのかという印象を受けます。

社寺林などの「など」の部分をもう少し膨らます必要があると思います。

神社の木は今もあるので、何も変わっていないのではないと思います。前文を読んでも社寺林も失われていったような印象を受けるので、表現を工夫していただくと良いと思います。

○委員

社寺林とひとまとめにしてしまうこと自体に違和感を覚えます。神社とか薫蓋樟とかそのまま言葉を出してでも良いのではないのでしょうか。社寺林はイメージが違います。

○委員長

これまでのご意見を参考に、少し検討して頂くようにお願いします。その次の段落「高度経済成長」についてと、「まちなみ・景観のバランス」の表現がなくなっていることに関して、かなり大きく変わってきている所ですがいかがでしょうか。

「高度経済成長」も、どの時代を指すのか。この辺りも一度見直して頂けますでしょうか。

か。

それ以下の文章的にはいかがですか。前回の「近年は新しい街並み・景観とのバランスのとれたまちづくりに取り組んでいます。」を、4段落目「資源やエネルギーの大量消費社会から・・・持続可能な社会づくりを進めています。」に変わった表現のところはよろしいでしょうか。

○委員

まったく違うと思います。「新しい街並み・景観とのバランスのとれたまちづくり」と「循環型社会づくり、低炭素社会づくりなど、持続可能な社会づくり」は表現の違いだけでなく、意味も違うと思います。

○事務局

前回の指摘3で、「門真についての話から地球規模の話に飛躍している文章の構成を見直した方が良い」と、前文に「地球規模の話は入れる必要があるか」ということで、全面的に見直した結果、今指摘していただいた部分が欠落した形で、先程の説明では十分でないということです。新しい街並み・景観とのバランスのとれたまちづくりについては再度検討させて頂きたいと思います。

○委員長

再度検討して頂けるということで、よろしいでしょうか。

○委員

2段落目の、「開発によって、水路の荒廃」の表現について、荒れ果てたという言葉はどうかと思います。「水路の荒廃」は、どのような状態を言っているのかわかりません。減少や形態が変わったというのはわかりますが、水路自体は整備されている部分もあるので、荒廃という言葉が正しいのでしょうか

○委員長

時期の問題ではないでしょうか。高度成長期に一旦水路が荒廃をしたが、今は違うという意味ではないでしょうか。

○委員

前の言葉が、「高度成長期の開発によって」とあるので、開発によって荒廃したという考え方がどうか疑問。水路が無くなったのはわかるが、荒廃ということがわからない。管理されていない状態を荒廃というのでしょうか。

○委員長

水が流れなくて溜まって、水が腐っているような状態ではないでしょうか。印象では、北島の水路であるとか、水が流れなくて溜まっている状況から荒廃という印象は受けます。

○委員

北島の村の中の水路では、水が流れなくて溜まっている状況であり、その状態を荒廃という風な印象を受け取ることができる。

○委員

昔から現在でも水路自体は変わっていません。水質が変わっているだけで、水自体は流れていないのは変わりません。

○委員長

昔は、もう少しきれいで、そこでお茶碗を洗っていたイメージでした。

○委員

水路自体の荒廃の原因とは、生活環境が変わった為に起こっていることの方が大きいので、生活に使う洗剤や食べ物が水路に入った為に起こっている事。

水路自体が荒廃したこととどういう結びつきで考えているのでしょうか。開発によってという意味で言っているのか分かりづらいです。

○委員長

人が沢山来て家が建ったからではないでしょうか。

○事務局

市民ワークショップでのご意見では、そのような、昭和初期から住んでいる方が多かったので、高度成長期と90年代を比べてのイメージだと思います。昔は古川で泳げたというところから高度経済成長期と比べているのでそういうご意見です。

○委員

昭和30年代のことを入れていくという表現は、他市で環境基本条例を作るときも入るのでしょうか。他で言い古された表現を使っているので、平成24年に作られるものに、高度経済成長などの表現が使われるのかなと思います。

○事務局

他市の事例では前文にひっかかるような表現を入れることは少ないですが、今回の場合は市民ワークショップにより市民のみなさんの意見をいただいている関係で、「高度経済成長～」などの表現が入っています。しかし、この場合も一般的には「都市化の進展により」などの表現を使う場合が多いです。よって、市民のみなさんの意見を踏まえて、表現については、この場でご議論いただければ良いと思われます。

○委員長

今の事務局の説明を踏まえて、前文の表現について、現在のような踏み込んだ表現がいいのか、先ほどから委員のみなさんからご指摘をいただいている様に、一般的な表現がいいのか、そのあたりについてご意見をいただきたい。

○委員

市民の意見を入れることは大変重要であり、自治基本条例の際も市民の思いが入り大変長い前文になっています。市民の意見を入れつつも、整理をしていただいた方が良いと思われます。

○委員

市民の意見が全くなくなってしまうのは、適当ではないと思われるので、随所に入れて見直していただきたいと思う。

○委員長

なかなか難しいと思われるが、市民の意見をいれつつも、市の条例なので、少しすっきりと整理が必要です。

また、ニュアンスとしては市民の意見を反映して作成するという事でお願いしたい。

多少、市民の方の具体的な表現がなくなってくるということであるがそれでよろしいでしょうか。

○委員

「水路の荒廃」や「損なわれる」などマイナスのイメージの言葉を使うことはどうでしょうか。行政としては、さまざまな努力を行ってきているので、言葉を選んでもらえるとうまいと思われたい。

また、「自然環境が豊か」という表現はどうでしょうか。門真で自然環境というと「緑」をさすと思われたい。都市化されたまちなので、あまり自然環境や生態系といいすぎるとまちの状況に適しているとは言えないのではないのでしょうか、言葉の使い方を前文に合うような形に見直していただきたい。

○委員

一段落目、二段落目の表現はさらっと一般的な表現で表して、三段落目以降を中心にしたいかがでしょうか。

○委員長

生活環境の変化など様々な変化があり、それらを、自分たちの力で循環型社会に切り替えて行こうということであるが、市民意見のニュアンスを取り入れつつ、マイナスのイメージの言葉に注意してまとめていくということによろしいでしょうか。では、下から2段落目以降についてはいかがでしょうか。

○委員

全体として自然環境を中心に前文が書かれているが、生活環境を含んだ広い意味合いのある条例だと思うので、そのあたりについても少しふれた形とする方がよいのではないのでしょうか。

○委員長

自分たちが身の回りの、生活環境についても責任をもっていこうというニュアンスを入れていこうというご意見ですね。「自分たちでこのまちを何とかしよう」というニュアンスをご検討いただくということによろしいでしょうか。地球規模というところと身の回りの生活環境、都市環境についてもできたらいれていただければと思う。

●第1条「目的」について

○委員長

「役割と責務」について指摘されていたが、「責務」に統一するということによろしいでしょうか。何かございますか。

○委員長

特にご意見が無いようですので、いったん、第1条については、これで進めさせていただきます。

●第2条「定義」について

○委員長

前回との変更箇所について説明していただきましたが、何かございますか。

○委員

「市」、「事業者」の定義をしていなくてもよいのか、「美しいまちづくり条例」では入っ

ているが、今回の条例では入れなくてもよいのか。法務課とも調整していただいた結果、これで良いのですね。

○事務局

はい、今回の環境基本条例での「定義」はこの案でお願いいたします。

●第3条「基本理念」について

○委員長

第2項を増やしたということですが、いかがでしょうか。生態系や自然環境などいろいろ出ていますが。

○委員

「生態系及び自然環境」をここで取り出して言う必要があるのでしょうか。門真に合っているのでしょうか。

○委員長

第3号が以前の案では無かったが、今回、入ってきた背景の所をお聞かせいただきたい。

○事務局

前回の第2号では複数の要素が入っていたために「循環型社会」と「生態系及び自然環境への配慮」に分けて案としてお示しさせていただきました。また、「生態系及び自然環境への配慮」については、市民ワークショップでの市民の方々の思いも強く、本日お示しさせていただきました文案となっています。

○委員

門真には原生的な自然がほとんどなく、人工的に作られた環境にあると思う。

第3号があることによって原生的な自然を残していかなければならないというニュアンスにも受け取れるので、第3号が必要無いのかなと思う。

○委員

事例として枚方市や豊中市を見ていると自然環境があると思われませんが、門真市の場合、自然環境はしんどいのではないのでしょうか。

○事務局

国の法律で、生物多様性というのが一つの柱になっているが、自然環境とは原生的な自然のみで無く、門真の場合は都市の生態系となります。それには庭先の花も含まれます。国際会議も行われているので、事務局としては何らかの形で条文に入れていくことが出来ればと思います。

○委員長

門真の場合は、難しい部分である、北島区域が残っている所であるが今後の計画との関係もあります。

○事務局

表現を「生態系及び自然環境に配慮し」を「生態系に配慮し」とすることは考えられません。

○委員

門真の場合は北島区域が生物多様性について関連してくる箇所であると考えます。

門真の状況を考えると保全も必要ですが、創造の方に力を注ぐのも方法ではないかと考えます。

私のイメージは、大きな工場の跡地などでマンションが建つ場合などの緑地の確保など、緑地へ転換することなどだと思います。

門真の場合はこれからの取り組みが大切です。

また、原始的な自然についてどのように考えるのか、ここは議論のキーになる所だと思うのでよろしくお願いいたします。

○委員

私としてはそんなに違和感はない、これまで意識して取り組んでいなかったことを、これからは意識して取り組んでいくということで、表現していくことにはそんなに違和感はありません。

○委員

理念として問題はないと思いますが、色々な人が見たときに、言葉の使い方が適切か確認する必要があります。

○委員

参考の事例を見ているが、荒川区が一番近いのではないのでしょうか。「環境への負荷が少ない持続可能な都市を構築する」という表現が門真の状況に一番近いのではないのでしょうか。門真としては、都市を発展していく上での環境なので「都市を構築することが目的」であると思われれます。

○事務局

あえて荒川区を事例としてお示しさせていただいています。

○委員長

それぞれの生活の中で自然を大切にする部分と町全体の発展の話があります。

○委員

門真市全体が市街化されたまちなので、発展していく中の自然をどうするのか、また創造する自然ということでの認識が必要ではないのでしょうか。

○事務局

本日いただいた意見を踏まえて、持ち帰り、再度検討させていただきたいと思います。

○委員長

難しいとは思いますが、市民ひとりひとりが大切にしていける取り組みの部分と門真市として発展していく部分の中で創造していく部分の両立が表現できればと思います。

●第4条「市民の責務」について

○委員長

いかがでしょうか。

○委員

「協働」ということを盛り込んで行った方が良いと思われれます。

○委員

第1項の方は「保全」のみとなっており、第2項は「保全と創造」となっているのは、

ということでしょうか。

○事務局

第1項の「保全」は「日常生活に伴う環境への負荷の低減」にかかっており、「ごみ減量」や「水質」などをイメージし、第2項の「保全及び創造」は「市が実施する施策への協力」へかかっており、「緑化活動」などを想定しています。

○委員長

よろしいでしょうか。一緒に積極的にやっていくということで「協働」を入れる、ということをお願いしたい。

●第5条「事業者の責務」について

○委員長

何かありましたらお願いします。

○委員

門真市については「公害」について入れる必要がある、という認識でしょうか。

○事務局

一般的に「公害」について入れる必要があると認識しています。

また、今後ともに注視していく必要があると考えています。

○委員

ここにも「協働」を入れてほしいです。

○委員

市民ワークショップでここについては何と言っていたのかお聞きしたい。他市に比べるとくどい記述のように感じます。

○事務局

ワークショップには事業者の方も入っておられましたが、ここについては特に意見をいただいていません。

国の環境基本法の記述を参考としています。他市の事例では「地球環境」について触れている市は少ないですが、ここは門真市の産業の集積状況から見た特徴として事務局として記述させていただいています。

○委員

「物の」の「物」は記述する必要は無いのではないのでしょうか。

○委員長

他によろしいでしょうか。いったんこのようなかたちで、また、何かありましたら部内でご検討をお願いします。

●第6条「市の責務」について

○委員

先ほどから「協働」が必要だと意見が出ていますが、市も施策の策定にあたっては市民等の参画と協働が必要だと思います。この点、自治基本条例が前提となる場合、全て必要が無いと思います。

○委員

自治基本条例よりもこちらの方が早いようにも思われるので、議論が必要であると思われます。

○事務局

この点につきましては、市が市民、事業者と協働するのはあたりまえ、として、あえて文章化されることは少ない状況です。

参考資料③P.4に荒川区の事例がありますが、こちらでは「区民、事業者との協働」が入っています。

○委員

こちらの表現の方が、門真の状況に合っているのではないのでしょうか。

○委員長

公民協働を全面に押し出している門真市の状況としては、荒川区の表現の方がふさわしいと思われます。

○委員

「環境への影響」についての言葉が豊中市等では入っていますが、今後の環境影響評価などの施策との関係で入れる必要はないのでしょうか。

○事務局

今の所は、(仮称)門真市環境基本条例の中では、「環境への影響」については入れていません。今回、あえてそのような言葉を入れる必要が無いとして、入れさせていただいていない状況です。

○委員

判断の問題だと思いますが、どのように考えますか。

○委員

生活環境から地球環境へという部分で(仮称)門真市環境基本条例を作っています。個人的にはあっさり作った方が良いと思いますが、今後の市の施策との関係で必要なことは入れる必要があります。今の段階では事務局の案が良いのかと思います。

○委員長

(仮称)門真市環境基本条例では、さらっと書いて、具体的話は、今後策定予定の(仮称)門真市環境基本計画で書くのが良いのか検討する必要があるのではないのでしょうか。

具体的な所を入れる必要があるのか、環境事業部の方でも検討いただきたいと思います。時間が来ているので、今日はここまでとさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局

会議の冒頭にご質問がございました生活環境基本条例6条及び7条関係も(仮称)門真市環境基本条例に含まれると回答させていただきましたが、再度関係課と調整し次回に回答させていただきます。よろしくお願いいたします。

(以上)